

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで  
会社を退職後、しばらくしてから国民年金の加入手続をした。加入後は、郵便局で納付しており、申立期間の保険料を納付できない理由は何一つ無い。納付できない申出をしたことも無く、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、昭和59年4月に国民年金の資格喪失とされているが、申立人は資格喪失の手続を行った記憶は無いと述べているところ、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間に任意加入の資格を喪失させる特段の理由は見当たらない。

また、申立人は、保険料の納付について、申立期間当時は、郵便局で1万円を超える金額を納付していたと主張しており、申立人が記憶している納付金額が当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立人の主張は、信憑性<sup>びょう</sup>が高いものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間はすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで  
自宅へ国民年金の勧誘の人が来たので、母親が加入手続を行い集金人に納付した。姉弟の国民年金についても、学生期間中に母親が加入手続を行い納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年12月を資格取得日とし、58年5月12日に一括処理により払い出されているため、実際の加入手続は同年4月ごろであったと考えられ、この時点では、申立期間は現年度保険料として、集金人に納付可能であるほか、申立人が申立期間当時居住していたA市では、その当時、徴収嘱託員の地区協力員制度があり、集金人に母親が納付していたとする申立人の主張は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられ、その内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間以外に未納は無く、申立人の姉弟についても、学生期間中に国民年金に任意加入し保険料が納付されている上、その弟については、学生が国民年金の強制適用の対象とされる3か月前の平成3年1月に任意加入し保険料が納付されていることから、申立人及びその姉弟の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は、国民年金保険料の納付意欲と年金制度の知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月27日から同年4月4日まで

昭和61年3月は厚生年金保険の被保険者期間ではないが、私が持っている給料支払明細書からは保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和61年2月分から同年10月分までの給料支払明細書により、申立人がB社及びA社に同年2月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録から、B社は昭和61年3月27日で厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。しかし、商業登記簿謄本では同日にA社として事業継続していることから、当該事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものの、昭和61年4月4日に適用事業所となっており、申立期間において社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月21日から同年9月1日まで

平成12年8月21日からB社の中のA社に正社員として勤務した。就職説明会、入社前の電話連絡では入社日から厚生年金保険への加入を約束してもらった。21年4月30日付けの「認知症ケア実務経験証明書」にも、A社での就業期間は「平成12年8月21日～平成12年12月10日」と記載されている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「認知症ケア実務経験証明書」及びA社から提出された「在職証明書」から、申立人が平成12年8月21日から申立事業所に勤務していること、及び申立事業所から提出された在職期間中の給与支給明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と一致しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って

同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事業主による届出の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 10 月 1 日まで

A社で働いていた期間のうち、平成16年9月から17年9月までの標準報酬月額について、事業主が故意に誤った届出をしたため、その期間の標準報酬月額の訂正を申し立てる。

なお、平成19年10月以降の期間については事業主が訂正の届出をしている。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「個人累計項目・一覧（平成16年12月30日）」、「平成16年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成17年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であることを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年8月は14万2,000円、同年10月から5年8月までは11万円、6年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月から同年7月までは19万円、同年8月は15万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月及び7年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は18万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月から8年8月までは19万円、同年9月から9年8月までは20万円、同年9月から10年5月までは22万円、同年6月は24万円、同年7月から同年11月までは22万円、11年8月は30万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月から12年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から13年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年6月までは24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円並びに同年12月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月20日から14年1月26日まで  
平成4年7月から14年1月までA社に勤めていた時の給与明細書の支給額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、平成4年8月は14万2,000円、同年10月から5年8月までは11万円、6年1月は17万円、同年2月は18万円、

同年3月から同年7月までは19万円、同年8月は15万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月及び7年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は18万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月から8年8月までは19万円、同年9月から9年8月までは20万円、同年9月から10年5月までは22万円、同年6月は24万円、同年7月から同年11月までは22万円、11年8月は30万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月から12年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から13年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年6月までは24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円並びに同年12月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年7月については、申立人は、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持しておらず、当該事業所の元事業主は死亡しており、当時の事務担当者の連絡先も不明であるため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成4年7月について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成4年9月、5年9月から同年12月までの期間、6年9月及び10年12月から11年7月までの期間については、申立人の給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年12月までの期間、51年4月から62年6月までの期間、平成元年10月から2年3月までの期間、6年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から48年12月まで  
② 昭和51年4月から62年6月まで  
③ 平成元年10月から2年3月まで  
④ 平成6年7月及び同年8月

申立期間当時勤務していた事業所の事業主が給料天引きで国民年金保険料を納付していたはずである。未納及び免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務先の事業主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は4回、197か月と長期間である。

また、申立人は申立期間中、入退社を7回ほど繰り返しているが、勤務した時期、天引きされていたとする納付金額等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人が勤務したすべての事業所の事業主が給料天引きにより、国民年金保険料を控除するとは考え難く、唯一連絡ができた会社の事業主は、給料天引きにより申立人の国民年金保険料を納付していなかったとの証言が得られるなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の元妻や当時の同僚等から申立期間当時の証言を得ることはできない上、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月、同年12月及び13年9月から14年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月及び同年12月  
② 平成13年9月から14年8月まで

国民年金の加入手続について、申立期間①については、妻が、申立期間②については、自分がそれぞれ社会保険事務所（当時）で行った。国民年金保険料の納付は、郵送された納付書に現金を添え、A社会保険事務所（当時）で、毎月自分で行ったはずである。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①については平成8年9月、申立期間②については17年7月に、それぞれ厚生年金保険との記録統合により未加入期間から未納期間に記録訂正されたことが確認できることから、申立期間当時は納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立人は、国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る手続を適切に実施していなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間①について、資格取得手続が行われた時点では、過年度納付によらなければ保険料を納付できないが、申立人は、保険料の納付は毎月行つたと述べており過年度納付を行つた記憶が無い上、申立期間②について、資格取得手続が行われた時点では、時効により保険料を納付することができない。

加えて、国民年金保険料納付状況について、申立人の妻から証言を得ることもできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年8月1日まで  
② 昭和25年6月6日から30年1月1日まで

昭和22年4月から29年12月までA組合に勤務したが、社会保険庁(当時)の記録では、23年8月1日から25年6月6日までとなっており、厚生年金保険に加入していない空白期間があることを疑問に思う。勤務したすべての期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したところ、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶している同僚はいたものの、両申立期間において申立人が勤務していたことの明確な証言は得られない。

また、申立事業所を継承するB組合に照会したところ、同組合C本部には、申立期間当時の資料は無く、同組合D支店に保管されている資料では、申立人の氏名は確認できなかったとの回答であった。

さらに、昭和26年1月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同僚は、「人員整理が行われ、その時に希望して退職した」と証言し、25年4月30日に資格を喪失した同僚は、「事業所が一時閉鎖となり、解雇された」と証言しているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が資格を喪失した日の前後1年以内に半数以上の従業員が資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで  
同窓会で会った一緒に働いた友達が、「A社B工場の期間の年金が漏れていたが、今度もらえるようになったので助かる。良かった。」と言ったが、私は脱退手当金をもらっていない。一緒の会社であり同じように年金としてもらいたいので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、約 20 年後の昭和 40 年 7 月 12 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給したことに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 24 日から 53 年 4 月 1 日まで  
昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで A 神社に奉職した。52 年 3 月以降 53 年 3 月までの期間について厚生年金保険被保険者期間とされていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 神社の元宮司による昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 31 日までの期間の勤務を証明する「証明書」を保管しており、申立期間において同神社に継続して勤務していたと申し立てているが、勤務証明をした元宮司は既に亡くなっており、同神社は、当時の書類は保存されていないと回答していることから、「証明書」の発行の経緯を確認することができない。

また、申立期間より前に研修生として A 神社に出入りし、昭和 52 年 3 月 12 日に同神社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、「申立人は自分が正式に A 神社に入社した時期に入れ替わりで辞めた」と証言しており、この者について申立人は記憶していない上、申立期間の途中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、「自分が入社したとき申立人は勤務していなかった」と証言していることから、申立人が申立期間において同神社に勤務していたことを確認できない。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 52 年 3 月 24 日に被保険者資格を喪失していること、及び健康保険被保険者証を返納していることをうかがわせる「証返」のゴム印が押されていることが確認できる上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録はオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 713

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私はA社（現在は、B社）に昭和 48 年 2 月 21 日から 53 年 3 月 28 日まで勤務し、次に勤めたC社には同年 4 月 1 日から勤務した。記録では 53 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで3日間の空白があるため、同年 3 月が厚生年金保険被保険者記録となっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、B社から提出されたD組合健康保険被保険者資格喪失確認通知書には、「資格喪失年月日、昭和 53 年 3 月 28 日」との記載があり、昭和 53 年 3 月 29 日の受付印及び資格確認印が確認できる上、E組合に提出された雇用保険被保険者資格喪失通知書の資格喪失日も同年 3 月 28 日との記載があるほか、F社に提出された団体定期保険共済制度異動報告書における異動年月日も同年 3 月 28 日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人に確認したところ、昭和 53 年 3 月 27 日の給料支払日まで勤務したと供述している。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 714

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から22年9月4日まで  
昭和21年11月から22年9月までの厚生年金保険の期間について、脱退手当金を受けたことになっているが、私は体調を崩し、A社B工場を退社した。当時はまだ若く、年金制度のことは全く知らなかった。脱退手当金の受給については年金記録の通知で知ったが、私は受給していないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについてA社本社へ照会したところ、「国民年金制度導入前の退職者で、再就職の予定が無い人には、脱退手当金の請求を指導し、当時の記録から従業員に代わって請求手続を行っていたように読み取れます」との回答があり、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれる。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 715

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月20日から34年7月1日まで

昭和28年10月の法人設立から53年2月まで代表取締役としてA社（後に、B社）を経営していた。29年に結婚し、30年6月に長男、32年12月に次男が誕生し、病院で健康保険を使った記憶があるが、31年7月20日から34年7月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及びA社の元従業員の証言から、申立人が当該事業所に代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の父親も申立人と同様に被保険者期間に空白が見られるほか、複数の元従業員が昭和31年ごろに給与が下がった旨証言しているところ、同年12月時点で1年以上の被保険者期間のある元従業員16名中11名の標準報酬月額が同年から32年にかけて低下していることが確認できる。

また、当該名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和31年7月20日に被保険者資格を喪失し、34年7月1日に再取得していることが確認でき、代表取締役であった申立人は、当該事業所の社会保険業務全般に関する権限を有していたことから、自らの厚生年金保険の被保険者資格の得喪に係る届出について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 716

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
平成 5 年 6 月から同年 10 月 31 日まで A 社で働いたが、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年 10 月 31 日となっている。しかし、退職日が同年 10 月 31 日であり給与明細書もあるので資格喪失日を同年 11 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、申立人の雇用保険加入記録の離職日が平成 5 年 10 月 30 日となっていること、厚生年金基金の被保険者資格喪失日の記録が同年 10 月 31 日となっていること、及び申立人自身が同日は日曜日であったことから出勤していない旨供述していることから、申立期間における勤務実態を推認することができない。

また、A 社の事業主は申立期間の保険料を誤って控除したと回答しており、本来控除すべきではなかった保険料を同事業所が誤って控除したことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 7 日から 37 年 4 月 11 日まで

A社で昭和 37 年 3 月 20 日まで働き、その後は有給休暇を取得した。同年 3 月 28 日の給料日には都合で事業所に行くことができず、それ以後も事業所には行っていないし、事業所からも連絡は無かった。私は決して脱退手当金を請求した覚えは無いし受け取った覚えも無いので、脱退手当金支給記録を取り消して年金対象期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたA社の昭和 27 年 8 月から 28 年 4 月に資格取得した 52 名の女性従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格期間を有する女性従業員 43 名のうち、39 名の女性従業員に脱退手当金の支給記録があり、34 名の者が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には昭和 37 年 5 月 24 日に脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 718

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年ごろから 61 年 3 月まで親族が経営していた A 社で働き、給与をもらっていたので、厚生年金保険に加入していることは間違いない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に申立事業所で勤務していたと主張しているが、申立期間において、申立人は B 県の大学及び大学院に在学中であり、申立事業所から提出された「健康保険被扶養者異動届」により、申立期間は、申立事業所の事業主である申立人の父親の被扶養者になっていることが認められる。

また、申立事業所は、「申立人は、申立期間当時には当社に在籍していない」と回答している上、オンライン記録でも、申立事業所に係る申立期間の健康保険整理番号は連番になっており欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から28年12月31日まで  
A社のB市にある営業所に昭和24年から28年まで勤務していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して同記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人が記載した当時のA社の会社組織図及び申立人が供述した当時の営業状況の説明から、申立人がおおむね昭和24年から28年までA社C営業所で営業担当者として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社C営業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、申立期間当時、同事業所の職員は3名であったと申立人は供述しているものの、現存する事業主は、「昭和32年ごろに経営者が変わり、それ以前の資料は一切無く、当時の状況は不明である」と回答しているほか、申立人を除く2名の同僚は、既に死亡しており証言を得ることはできないが、その2名の同僚には申立期間同時に厚生年金保険被保険者記録が無いことを踏まえると、同社C営業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、当時、本社であったA社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人を含め、当時同社C営業所に在籍していたと申立人が供述している3名全員の氏名の記録は確認できないほか、申立期間の健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 26 日から 40 年 9 月 26 日まで  
昭和 40 年 9 月に転職希望のため、A社B工場を退職したが、その際脱退手当金を請求していない。また、C社での厚生年金保険被保険者の資格取得記録は同年 11 月 20 日となっているが、同年 10 月中旬に入社し脱退手当金を受けたとされる日には、既に同事業所で働いており、脱退手当金を受けに行くことはできない。さらに、振込みなどの通知も受け取っていないので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年前後に資格喪失した者61名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、45名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち43名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同日に支給決定されている者が複数確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年10月29日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 721 (事案 138、414 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月から36年7月まで  
前回の判断に加え、A社の就業規則、従業員名簿の存在を調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚に係る記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で証言を得ることができないこと、及び社会保険事務所(当時)の記録によると申立期間について申立人の記録が確認できないなど申立事業所が厚生年金保険被保険者資格の取得届出を行った事情がうかがえないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人から、申立事業所の後に勤務したB社の社長が、申立事業所の厚生年金保険被保険者証を預かったとしているが、実際には死亡した専務が預かっており、同被保険者証を確認していないと証言しているなど、当該証言の事実を確認することができないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般、申立人から新たに保険料控除を示す資料の提出は無く、申立人はA社の就業規則及び従業員名簿の存在の調査を求めたが、既に同社を継承するC社から当時の社員名簿及び資料等は無旨回答を得ており、そのほかに前回までの委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。